## 空き家バンク利用申請書

年 月 日

遠賀町長 様

所有者等 住 所

氏 名 (※)

(※) <u>自署しない場合</u>は、**記名押印**してください。

遠賀町空き家バンク実施要綱(以下「要綱」という。)に定める制度の趣旨等を理解し、空き家バンクへの登録を希望するため、要綱第4条第2項の規定に基づき、遠賀町空き家バンクの媒介に関する協定書を締結した宅地建物取引業者(以下「協定事業者」という。)への紹介を依頼します。

なお、登録を希望する物件内容は、空き家情報カードに記載のとおりです。

## 【確認事項】私は、次のことを確認しています。

- (1) 私が所有者でない場合若しくは私の他に共有者がいる場合、私は所有者や共有者の了解を得ていること。
- (2) 私が登録を希望する物件は、宅地建物取引業者と媒介契約を締結していない物件であること。
- (3) 私は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

## 【同意事項】私は、次のことに同意します。

- (1) 町と空き家バンクの媒介に関する協定書を締結した宅地建物取引業者(以下「協定事業者」という。) に物件情報や所有者情報等を提供すること。
- (2)全ての契約交渉について、協定事業者に仲介を依頼し、宅地建物取引業法に定める専属専任又は専任媒介契約を締結すること。
- (3) 空き家バンクに登録された物件情報の一部(所在地、物件の概要及び写真等) について、町のホームページ等で一般に公開すること。
- (4) 協定事業者との契約締結後におけるトラブル等については、責任をもって当事者間で解決すること。

## 【注意事項】

- (1) 申込者と所有者が異なる場合で、所有者や共有者の意思確認ができない、相 続登記ができないなどの理由で売買や賃貸が困難な場合、若しくはその他の理 由で売買や賃貸が見込めないと判断した場合は、空き家バンクの登録をお断り することがあります。
- (2) 専属専任又は専任媒介契約を締結すると、他の不動産業者とは媒介契約を締結できません。
- (3) 登録された空き家の賃貸借・売買に関する交渉、契約に関しての業務は、町と協定を締結している協定事業者が行います。交渉や契約の内容について、町は一切関与いたしません。
- (4) 協定事業者の仲介に係る報酬については、宅地建物取引業法第46条第1項 の規定に基づく範囲となります。